

〈原著〉

札幌市における肢体不自由教育の発展（3）

— 養護学校義務化とつぼみ学級存続問題 —

今野 邦彦（藤女子大学 人間生活学部 保育学科）

わが国の肢体不自由教育の中でも独自の教育実践を展開し、11年間継続した札幌市立美香保小中学校つぼみ学級の存続問題を、文献調査により分析した。

その結果、1979（昭和54）年の養護学校義務化、および1983（昭和58）年の分校化直前の二度にわたるつぼみ学級廃止の危機が、保護者の強い要求・運動によって撤回されたことが明らかになった。

また、このつぼみ学級存続運動を支えたのが、「集団教育」と「訓練」という2つの重要な視点であり、存続運動においては、「集団教育」と「訓練」というつぼみ学級の歴史と実績を後退させてはならない、レベルダウンしてはならない、という保護者の強い共同の意志が働き、これが存続への原動力となったことが示唆された。

キーワード：肢体不自由教育、養護学校義務化、つぼみ学級

1. はじめに

今野（2018）は、わが国の肢体不自由教育の中でも独自の指導体制を展開している札幌市において、その先駆けとなった札幌市立美香保小学校つぼみ学級（以下、つぼみ学級）の誕生について考察し、つぼみ学級誕生の要因として、父母の会の熱意、福祉ベースの事業、札幌市特有の背景を挙げた。

また今野（2019）は、つぼみ学級の教育の発展について、つぼみ学級教職員が既成概念にとらわれずに作り上げた指導体制、札幌市教育委員会（以下、市教委）・福祉部による施設・設備、人員配置、勤務体系、児童の通学保障、医療面などのバックアップ、学校や地域からの支援などが、つぼみ学級の教育の充実、いわゆる「札幌方式」の発展につながったことを示唆した。さらに課題として、つぼみ学級閉級に至るまでの後半期の教育について考察することを挙げている。

さて、つぼみ学級は11年間の実践の末、1982（昭和57）年度をもって閉級した。その後、つぼみ学級は養護学校の分校として再スタートを切り、さらに独立した養護学校として今日に至り、つぼみ学級から始まる「札幌方式」は、その後半世紀近くを経た現在も、全国的に稀有な教育方法として継続されている。

しかしその間、「札幌方式」は決して順調に継承され

てきた訳ではない。つぼみ学級は存続の危機に直面し、紆余曲折を経て、今日に至っているのである。

では、そこにはどのような困難があり、つぼみ学級はこれをどのように乗り切ってきたのか。これを考察することは、近年、障害の重度化・重複化・多様化に対応する専門性向上のために、医療職などの外部専門家の導入や自立活動教諭の採用などを実施しているわが国の肢体不自由教育、そしてその先駆けとなった「札幌方式」の発展を知るために意義のあることと考える。

2. 研究の目的と方法

本稿では、わが国の肢体不自由教育の中でも独自の教育実践を展開し、11年間継続したつぼみ学級の存続問題をとりあげ、つぼみ学級の教育が今日に継承されるに至った経緯を検証し、考察することを目的とする。

研究方法は文献資料調査を主とし、つぼみ学級後半期にあたる1978（昭和53）年度から閉級に至る1982（昭和57）年度までに関する資料を中心に分析した。

3. 養護学校義務化と閉級方針の発端

1973（昭和48）年11月20日、「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する

部分の施行期日を定める政令」が公布され、1979（昭和 54）年度から、養護学校教育が義務教育とされることになった。いわゆる「養護学校義務化」である。

これにより、それまで就学猶予・就学免除の扱いを受けていた障害の非常に重い子どもたちを含むすべての障害児に、義務教育が保障された。

1947（昭和 22）年の学校教育法により、障害のある子どもの保護者は子女を就学させる義務を負った。しかし、当時は都道府県にその義務がある養護学校の設置をはじめとする体制が整わなかったため、「就学義務の施行期日は改めて政令で定める」とされた。この結果、障害の重い児童生徒は就学が場がなく、就学猶予・就学免除を願い出るという形で、事実上、学校教育から排除されていたのである。

1981（昭和 56）年発行の「肢体不自由教育の発展改訂増補版」には、「養護学校教育の義務制が施行され、戦後の特殊教育における最大ともいえる課題の解決をみた。このことは、わが国の義務教育制度の完成を意味するものであり、教育史上、画期的な出来事であったといえる」と記されている¹⁾。

ところが、このわが国教育史に残る意義深い出来事が、一方では一部の子どもたちにとって教育条件の低下をもたらす危機を招くこととなった。それがつぼみ学級の存続問題であった。

養護学校義務化を一年後に控えたつぼみ学級の教職員の思いについて、『昭和 53 年度実践の記録』には、次のように記されている²⁾。

義務化により「つぼみはどうなるのか」、「就学猶予、免除制度はなくなるのか」、そして、「重度な子どもたちも毎日通学できるのか」等の疑問や不安がありました。そこでまず、最低限、養護学校の義務化はどのようなことで、どういう意味をもつのか学習しようということになりました。

その結果、どんなに重い障害を持った子にも教育の場を保障しようという理念はすばらしいが、現段階ではまだ具体的になっていないこと、重い障害を持つ児童が毎日、通学できる体制ではなく、訪問学級という形をとられそうなこと、又、就学猶予、免除も残りそうだ、等々、推測の域は脱しませんが、問題を整理することができました。

私たちは、現在の療育内容、条件が更に、養護学校の義務化の名のもとで、レベルダウンさせられることは許すことができない、と確認し合いました。

事実、1978（昭和 53）年には、北海道教育委員会（以

下、道教委）から、「義務化に向けて現在在籍している児童と新入学児の間には、違った就学指導がなされる」という方向が打ち出され、これを受けて市教委は、「つぼみ学級を将来的に廃止するための経過措置として、在籍児童は親の希望を尊重し卒業するまでは在籍させるが、新入生はつぼみ学級に入れない」という方針を明らかにしたのである。（『昭和 53 年度実践の記録』より）

4. つぼみ学級存続運動のはじまり

これを受けて、つぼみ学級存続運動が始まった。その中心となったのは、つぼみ学級設立の際も大きな役割を果たした、札幌肢体不自由児者父母の会（以下、父母の会）であった。

1978（昭和 53）年 10 月 25 日、父母の会と市教委が交渉を持った。翌日の北海道新聞³⁾は、その様子を詳しく伝えている。

来年度からの養護教育義務化実施に伴って、札幌市の美香保小、美香保中に併設されている重度し体（原文ママ）不自由児の学級「つぼみ学級」の存続が危ぶまれているが、25 日夜、存続を求める札幌肢体不自由児者父母の会（亀田あき会長、約 350 人）が市教委と交渉を持った。父母側が「来年度も新入生の入学を認め、存続させてほしい」と要望したのに対し、市教委側は「今後、検討していきたい」と答え、即答を避けた。

つぼみ学級には現在 40 人の児童・生徒が通学しているが、養護学校が義務化されると、現在通学している児童・生徒は経過措置として残されるものの、新年度からの入学は認められず、対象児は養護学校に入学しなければならない。しかし、つぼみ学級の対象児は自分で身の回りの始末ができない重度のし体不自由児のため、養護学校に入学しても、訪問学級の児童としての扱いを受け、これまでのような集団教育を受けられなくなる公算が大きい。

この日の交渉で父母たちは「46 年の開設以来積み上げてきた先進的な障害児教育が、養護学校の義務化に伴って後退することになる。市は、存続させる意思はないのか」と市教委側に詰め寄った。これに対し安藤勝夫学校教育部長らは「道教委に対して重度の児童でも受け入れることができる養護学校の体制づくりを要望している。つぼみ学級を市独自で存続するか否かについては私の立場では責任ある回答はできない」と明確な回答を避け

たが、父母側のさらに強い要望に「今後検討する」ことを約束した。

この第1回交渉には、父母の会会員100名と、市教委学校教育部長、学務課長、福祉部長、福祉課長等が参加した。しかし市教委は、「新入生については養護学校に入学させる。その後の中身については道教委が考えることである」と繰り返すのみであった。なお、この話し合いには、つぼみ学級職員もオブザーバーとして参加した。

この翌日以降も父母の会と市教委の間の話し合いは続いたが、市教委の態度は変わらなかった。これに対し、親たちは一貫して「今回の養護学校義務化の精神を先取りして、それよりも高次の実践をしているつぼみ学級を、札幌市が義務化の名を借りてレベルダウンさせることは絶対に許されない」としてつぼみ学級の存続を訴えた。（『昭和53年度実践の記録』より）

同年11月1日には、市教委の文教委員会ではつぼみ学級存続問題が取り上げられた。北海道新聞⁴⁾はその模様を大きく採り上げた。

市議会文教常任委員会は1日開かれ、理事者側が54年度から実施される養護学校義務化に伴う諸問題について説明、質疑応答が行われたが、河

崎教育長らは、つぼみ学級の存続については道教委や市福祉部とよく相談して検討したい、などと答えた。

理事者側は、養護学校義務化の内容について説明し「新入学児を特殊学級や養護学校に振り分ける判定は、就学指導委員会の判定を基礎にして市教委が最終的に決めるが、現在すでに入学している児童・生徒については文部省が打ち出した経過措置に従い、特例としてほぼ現状のままになる、（中略）などを明らかにした。

また委員側からの「新入学児にも特例を認めないのか」「重度し体不自由児の通学・訓練施設つぼみ学級を養護学校の分校として残せないか」などの質問に対し、河崎教育長らは①新入学児については専門家が下した判定に従ってもらうが、親の意見も十分尊重して判断する、②つぼみ学級については（イ）養護学校の分校として残す（ロ）従来通り市独自に運営する（ハ）在籍の児童・生徒が卒業するまで残して、新入生は受け入れない—の三つの方向が考えられるが、道教委や市福祉部と相談してよく検討したい、（中略）などと答えた。

これが反響を呼び、市教委の態度にも変化が見られ、11月15日の北海道新聞⁵⁾は、『「つぼみ学級」存続へ』のニュースを、四段抜きの大見出しで伝えている。（図1）



図1 1978（昭和53）年11月15日 北海道新聞

「つぼみ学級」は文部省からこの8月示された経過措置にのっとって在学児はそのまま学級に残れるが新入児については養護学校へ行ってもらう、というのが市教委の考え方だった。

しかし、重度し体不自由児は養護学校に入学しても訪問学級に回される可能性が強いため、関係父母からは「つぼみ学級に入学させて」の訴えが強まり、同学級存続運動も起きている。

そこで市教委も存続の意向に踏み切ったもので、まず第一に真駒内養護学校の分校か分教室に転換することを目標に、道教委と折衝している。分校化がだめになった場合は現在の美香保小、中特殊学級という形で存続させることも考えているという。

これにより、つぼみ学級が廃止されることはなくなった。ただし、どのような形でつぼみ学級が残るのか。北海道立の真駒内養護学校の分校・分教室になるのか、従来通りのつぼみ学級として存続するのかは決まっておらず、この後も再三にわたり、父母の会と市教委の話し合いが継続された。

5. 暫定的に特殊学級として存続

1979（昭和54）年1月、市教委は、従来通りつぼみ学級を存続させ、新入生も受け入れる意向を発表した。2月1日の北海道新聞⁶⁾は次のように伝えている。

市教委は、養護学校分校（分教室）に転換される可能性はまずなくなったとの判断から、従来通りの特殊学級とする意向を固めた。福祉部とこれから具体策を煮詰めるが、新入生の扱いをどうするかなど難問が多く、担当者は苦慮している。（中略）

新年度からスタートする養護学校義務化制度をそのまま適用すれば、つぼみ学級はなくなり、養護学校に吸収されることになるため、昨年度から父母らが存続を訴え続けてきた。その結果、存続させるだけでなく、新入生受け入れという新しい成果も勝ち取った。

だが問題は、どんな形で存続させるか。市教委は重度し体不自由児は本来、養護学校が受け持つものなので、養護学校分校か分教室にすべきだ、と道教委に要望したが、道教委は「通園施設の分校化は考えていない」との態度。

新学期まであと約2か月に迫り「これ以上、分校化を訴えても混乱するばかり」と市教委は従来

通り美香保小、中の特殊学級とし、同じく福祉施設として福祉部の中に置く方針を固めた。福祉部も市教委の判断に従うとしているので、義務化がスタートしても特例的に残るのは確実。（後略）

この後の2月9日に、市教委は父母の会との話し合いで「当面、54年度は従来通りの特殊学級として存続、新入生についても同学級に該当する6人全員を入学させる方針である」ことを正式に明らかにした。

6. 再び閉級方針

こうして、1979（昭和54）年4月、全国一斉に養護学校教育の義務化がスタートした。義務化直前である2か月前にその存続が決定したつぼみ学級も、4月から従来通り札幌市立美香保小・中学校の特殊学級として教育活動を開始した。処遇が課題となっていた新1年生も、つぼみ学級への入学を果たした。

だが、つぼみ学級はこれで安泰というわけではなかった。前述の通り、つぼみ学級存続は、あくまでも暫定的措置であった。義務化の荒波を乗り切って存続した直後から、再び次の存続問題が浮上したのである。

すなわち市教委は「1979（昭和54）年度に限り新入生の入学を認めるが、1980（昭和55）年度以降については入学を認めず、北海道立の真駒内養護学校に入学してもらう」という方針を示した。すなわち、学年進行に伴って6年後につぼみ学級がなくなるという計画を示したのである。

これに対し、父母の会は再び市民を巻き込んだ運動を展開することとなる。

7. 署名運動と陳情、採択

1979（昭和54）年10月、父母の会は、つぼみ学級存続はもちろん、将来を見据えて、つぼみ学級の小学部・中学部・高等部を備えた札幌市立の養護学校の設置を主旨とする陳情書を作成するとともに、市民への理解と協力をもとめ、署名運動を展開した。

この運動と並行し、市議会本会議でもこの問題が採り上げられた。12月11日の昭和54年第4回定例会では次のようなやりとりが行われている⁷⁾。

代表質問 湊谷 隆

「重度・重複障害児が入級している美香保小学校及び美香保中学校の肢体不自由学級の今後の方向について、どのようになるのかお示しを願いたい」

桂信雄 教育長

「養護学校の義務制の施行によりまして、美香保小学校、それから美香保中学校の肢体不自由児学級には重度あるいは重複の障害児の子どもを新しく就学させることはできなくなりました。このことは、国並びに道からも強く指導を受けているところであります。

したがって、本市といたしましては、この肢体不自由児学級を道立の真駒内養護学校の分教室にさせていただくことによって、重度、それから重複の障害児の新しい就学の道をぜひつくりたいと考えており、道に折衝をしているところであります。この場合、親御さんたちの不安をなくするためにも、札幌市がこの学級で7年余の間積み重ねてきましたこの教育実績を尊重した形で、ぜひ道が引き継がれるように強く道に要望しているところであります。」

市教委は、つぼみ学級のこれまでの経緯や実績を尊重する態度を示しつつも、養護学校の設置義務が都道府県にあることを根拠に、つぼみ学級の道立校への移管の姿勢を崩さなかった。

これにかかわり、12月17日の文教委員会で、陳情42号「重度肢体不自由児のための市立養護学校整備に関する陳情」の付託および陳情説明が、父母の会・佐京正義氏によって行われた。その一部は下記のとおりである⁸⁾。なおこの陳情にあたっては、市民40,837名の署名が添えられていた。

昨年より提起されておりましたが、本年度義務化に伴うつぼみ学級の今後の問題、中学部卒業後の進路について早急に解決を迫られる問題があり、あくまで存続を希望する私達は、さらに施設の充実を求め、次に述べる問題点を解決するため、市立養護学校設置を求め陳情致しました。

その1 義務化に伴うつぼみ学級の位置づけの問題。

- (1) 国及び道の施策は、障害に応じた教育を行うことを基本とし、軽度の肢体不自由児は特殊学級、中・重度の身辺自立可能な子は養護学校、重度の身辺自立不可能な子は養護学校に在籍し在宅の訪問教育しか期待できません。
- (2) 週2回、1日2時間の訓練の伴わない教育では、子・親を含めた生き甲斐のすべてを取り上げるものと思います。当然特殊学級とし

ての存続では、今後、新1年生の受け入れについては保障がありません。

その2 道立養護学校への移管が指向されていますが、重度の肢体不自由児は、教育と同時に訓練が必要である。その為の訓練士が必要条件であるが、現行教育法の中では訓練担当も教員であるが、訓練担当の福祉職員が同一建物内で同様の訓練を行うことは出来ず、福祉職員は引き上げる。これはつぼみ学級の大幅なレベルダウンになる。
(後略)

しかし、この案件は継続審議となり、結論に至らないまま翌1980(昭和55)年度を迎えることになる。そして、市教委と道教委の打ち合わせの結果、新1年生は、真駒内養護学校学籍とするが、そのうち訪問学級対象となった児童生徒については、つぼみ学級への通学を認め、そこを訪問指導の場所として教員2名を真駒内養護学校から派遣することとなった。つまり、同じ特殊学級の中で一部の児童のみが養護学校からの訪問指導を受けるという、極めて変則的な指導体制が生まれたのである。

8. 分校化の選択

1981(昭和56)年1月のつぼみ学級父母の会の資料⁹⁾によると、1979(昭和54)年12月の「市立養護学校設置について」の陳情以来、父母の会は、公式非公式に市と交渉を重ねたが進展がないまま、市議会文教委において継続審議となった。しかし1980(昭和55)年12月に、市教委・福祉部に再考を求めた結果、市から「現行の市立山の手養護学校の分校として位置づける」という提案があった。これに対し、同資料には以下の記述がみられる。

- ・市側の態度は、つぼみを継続していく考えはなく、道立真駒内養護学校で受け入れるべきであるという考え方に終始している。
- ・つぼみ学級は、重度障害児にとって、なくすることができない重要な、全国的にも誇り高い学級である。
- ・道立養護学校がつぼみのレベルに達するまでは、まだかなりの時間を要する、この間、子どもたちを待たせることはできない。
- ・既存の市立山の手養護学校の分校にもって行くのであれば、市としてもできるはずであり、無理なことではない。
- ・市立養護学校の件については、市議会で趣旨採

択に持っていく必要がある。そうしないと、つぼみは自然消滅に向かい、今までの成果が無くなる。

・山の手養護の分校として求めていく。

こうして、つぼみ学級父母の会は、独立した市立養護学校新設要求から、既存の養護学校の分校化容認へと方針を転換し、教育内容の維持・充実を求めることとなった。

第 15 期札幌市議会小史の文教委員会の項には、次の記述がある¹⁰⁾。

重度肢体不自由児のための市立養護学校整備に関する陳情は、56 年 2 月 10 日の委員会において「現在の特殊学級の存続は無理であり、将来は市立養護学校の分教室、あるいは分校の形態で存続させていく」との答弁があり、56 年 2 月 23 日、件名、要旨及び理由の一部が訂正になり、採択すべきものと決定した。

さらに 1981（昭和 56）年 3 月 11 日の、「昭和 56 年第 1 回定例会 札幌市議会会議録」によると、陳情について、湊谷隆文教委員長から以下の報告がなされた¹¹⁾。

陳情第 42 号 重度肢体不自由児のための市立養護学校整備に関する陳情について御報告いたします。

質疑の主なるものとしては、現在、真駒内養護学校籍でありながら、つぼみ学級に通級している小学 1 年生 7 名についての 56 年度に向けての対応について。つぼみ学級が存続する間は、真駒内養護学校よりも、当面は真駒内籍のまま、現状どおりつぼみ学級で教育を受けさせることが出来ないのか。今後のつぼみ学級の施設利用として、中央の交通至便な空き教室、たとえば教育研究所跡地等を利用するなど、早期に計画を持ち検討すべきではないか。障害を持つ子を育て、苦勞されている父母の悩みを市は真剣に受けとめ、心身障害児のための環境づくりを行うことを前提に、市立養護学校の窓口増を図っていくべきではないか、等々がありました。

理事者としても、市立養護学校を市独自で建てることは制度的に言っても困難なことから、将来的には、現在のつぼみ学級を山の手養護学校の分教室として、都心部の空き教室を利用するなどして教育を続けていく考えであり、当面は、養護学

校に行かれない子供たちについては、父母の強い存続の願いがあるところから、さらに継続してつぼみ学級で教育を行っていきたい、旨の答弁があり、本委員会としても、本件の願意を妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

これを受けて、この陳情は本会議採択となった。

9. つぼみ学級閉級と分校開設に向けて

いよいよ、つぼみ学級の閉級と分校化が決まったが、まだまだ課題は山積していた。分校開校まで 4 か月余りとなった、1982（昭和 57）年 11 月、市教委と父母の会の話し合いがもたれた。そこで最大の課題となったのは、つぼみ学級と福祉部の切り離しであった。

市教委は、つぼみ学級時代に児童生徒の身体面の訓練を担当してきた福祉部の職員を引き揚げ、分校開校後は、教員が訓練を担当することを提案した。

これに対し父母の会側は、「訓練が必要な子どもたちなので、教育と福祉の二本立てで要望した。それなのに、福祉サイドが手を引くというのは、最も基本的な部分が欠落している」とし、「訓練職員は、福祉部職員を出自、配置替えすることで、訓練を担当する」ことを求め、12 月に要望書を提出した。

この要望書に対する市教委の回答は「機能訓練については、これまでどおり、医師の家庭指示箋に沿って子どもに適応した養護・訓練を行っていくよう配慮いたします」というもので、父母の会の要求とは平行線のままであった。

このため、市教委との話し合いは分校開校直前まで続けられた。その結果、最終的には父母の会の要望に沿う形で、福祉部の職員が残り、児童生徒の身体の訓練を担当することに決着し、分校はつぼみ学級の時に近い指導体制でスタートを切ることになった。

10. 考察

養護学校義務化とつぼみ学級存続問題について、その経緯を概観してきたが、このつぼみ学級存続運動を支えたのが、「集団教育」と「訓練」という 2 つの重要な視点であった。

養護学校義務化は前述の通り、それまで学校教育の対象外とされてきた障害の非常に重たい子どもたちにとって光明となる、そしてわが国教育史上画期的な出来事であった。しかしそれは同時に、全国に例を見ない先駆的な実践を行っていたつぼみ学級にとっては、教育内容の後退そして存亡の危機となったのである。

もしこの存続運動が展開されなければ、つぼみ学級の児童生徒は北海道立の養護学校に転籍となり、「通学が困難である、身辺自立が困難である」という理由で在宅訪問教育の対象となっていたであろう。

1) 集団教育の保障

訪問教育は養護学校義務化にあたり、それまで訪問指導として行われていたものを制度化した指導体系であった。養護学校義務化にあたり、それまで就学猶予・免除の名の下に、学校教育を受けることなく自宅・病院・施設等で療養していた子どもたちの就学を実現するために、訪問教育制度の実施もまた重要な位置を占めるものであった。

しかし、訪問教育制度開始当時の指導時間は、週2回、1回2時間、すなわち週4時間を標準とするものであった。また、在宅訪問であれば当然個別指導が行われ、同年代の子どもたちとの集団教育の場は望めない。

これに対し当時のつぼみ学級では、平日（月・火・水・金）は午前10時から午後2時までの4時間、土曜日は午前10時から午後12時40分まで、すなわち週18時間以上の指導時間が確保されており、大集団での指導、小集団での指導、個別指導など、様々な指導形態がとられていた。また通常学級の子どもたちとの交流学习も積極的に行われていた。

つぼみ学級の子どもたちが在宅訪問教育に移ることが、指導時間、指導内容の面からも大幅な後退であることは明らかであった。

2) 訓練の保障

また、つぼみ学級は、教育委員会と福祉部が一体となった指導体制であった。福祉部所属職員が児童の身体機能の「訓練」を担当し、教員が「学習」を担当するという二本立ての指導体制が、つぼみ学級の最大の特徴であった。福祉部職員の職種は、当初は保健婦、物療士等であり、専門的な研修を受けたうえで指導にあっていた。その後、人材の確保が可能になるとともに、徐々に理学療法士、作業療法士へと移行していった。

つぼみ学級の子どもたちが道立の養護学校に移った場合は、身体機能面の指導も含めてすべて教員の手によって行われることになっていた。当時の指導領域「養護・訓練」の一環として身体へのアプローチが行われることとなっていたのである。

つぼみ学級の保護者たちは、このことに大きな危機感を持った。その内容は、前述の陳情説明にもあるように、障害の非常に重い子どもたちのためには専門家による身体機能訓練が必要であるという認識で一致していた。

なお、分校化直前にも、福祉部が撤退するという方向性が明らかになり、養護学校義務化の時と同様に、訓練の保障が取り沙汰された結果、福祉部の職員が残るといった結果になったことから、この訓練の重要性が伺われる。

3) 「レベルダウン」

これらの問題を考えるにあたり、最も重要なキーワードとなったのが「レベルダウン」であった。この「レベルダウン」という言葉は、これまで見てきた経緯のとおり、養護学校義務化以前から分校化に至るまでの間、幾度となく登場する。また、先述の市議会文教委員会での陳情趣旨説明の中でも強調されている。

具体的には、「せっかく集団教育を行っているのに、個別教育になってしまう」「専門家によって行われている訓練から、専門家ではない教員による訓練になってしまう」という内容である。これは保護者からすると、つぼみ学級開設にあたっての運動を通して積み上げてきた教育実践・実績を否定し、大幅に後退することを意味していた。学校教員による養護・訓練という指導領域で行われる指導の専門性については当時も議論があったが、少なくともつぼみ学級の保護者にとっては、その質の低下は否めないと受け取られていた。そのため、諸資料の中には「絶対にレベルダウンを許さない」「つぼみの歴史を否定するのか」という強い要求が随所に登場する。

4) つぼみ学級存続の原動力

以上のことから、1979（昭和54）年の養護学校義務化の際、および1983（昭和58）年の分校化直前の二度にわたる、つぼみ学級廃止の危機は、保護者の強い要求によって撤回されてきたことが明らかになった。それはつぼみ学級誕生に至る経緯と同様に、障害の非常に重い子どもたちへの保護者の愛情の賜物であった。

『昭和53年度実践の記録』には、1979（昭和54）年2月10日につぼみ学級で開催された『重い障害をもつ子どもたちのあしたを考えるつどい』での、保護者の発表「子供の笑顔に支えられて」が収録されている。その一部を紹介する¹²⁾。

一人では絶対できないことが、先生方、お友達のおかげで少しずつできるようになってきたことが、大きな進歩と喜んでいきます。この喜びを多くの障害児やお母さん方にも味わっていただきたいと思います。学校へ来ることによって、大勢の人達と出会い、その触れ合いが、子供達を少しずつ成長させてくれました。（中略）訓練では先生方の指導もあって、全く動こうとしなかった子が、自ら動くようになって来たとか、座れない子が座

れるようになり、立てない子が立つようになり、歩けない子が歩くようになって来たなど、ほとんどの子供達は、遅くとも、少しずつ、確実に良くなってきているように思います。

重度・重複障害児と呼ばれる障害の重い子どもにとっても、集団教育、身体機能の訓練がいかに重要かを物語っている。

つぼみ学級存続運動においては、集団教育と訓練という学級の歴史と実績を後退させてはならない、レベルダウンしてはならないという保護者の強い共同の意志が働き、これが存続への原動力となったのである。

11. おわりに

「札幌方式」と呼ぶことができる独自の指導体制をとる札幌市の肢体不自由教育において、その先駆けとなった美香保小学校つぼみ学級の存続問題について考察した。

既述の通り、つぼみ学級はその後、分校化を経て独立養護学校へと発展したが、その指導体制は基本的にその後も継続された。

今後の課題として、1983（昭和 58）年以降の分校での教育について、またつぼみ学級以外の肢体不自由学級についても分析したい。

謝辞

本稿作成にあたり貴重なご助言・ご協力・資料提供をいただいた、佐京正義氏に深く感謝いたします。

引用文献

- 1) 全国肢体不自由養護学校長会：肢体不自由教育の発展 改訂増補版，日本肢体不自由児協会，pp 106, 1981.
- 2) 札幌市立美香保小学校肢体不自由児学級・札幌市福祉部福祉課つぼみ学級：昭和 53 年度実践の記録—重い障害をもつ子どもたちのあしたを考える—，pp 58, 1979.
- 3) 北海道新聞朝刊 1978.10.26.「父母の会存続要望 肢体不自由児つぼみ学級」

- 4) 北海道新聞朝刊 1979.11.2.「つぼみ学級の存続問題 道教委と相談，検討」
- 5) 北海道新聞朝刊 1978.11.15.「つぼみ学級」存続へ」
- 6) 北海道新聞朝刊 1979.2.1.「つぼみ学級 これまで通り」
- 7) 札幌市議会：昭和 54 年第 4 回定例会札幌市議会会議録，pp 47, pp 53-54, 1979.
- 8) 札幌市立山の手養護学校つぼみ小学部分校 PTA・つぼみ中学部分校 PTA：つぼみ 11 年そして新たなる出発，pp 114-116. 1983.
- 9) つぼみ学級父母の会：「つぼみ親の会 話し合いの状況」資料（つぼみ学級父母の会），1981.
- 10) 札幌市議会：第 15 期札幌市議会小史，pp 129, 1983.
- 11) 札幌市議会：昭和 56 年第 1 回定例会札幌市議会会議録，pp 170-171, 1981.
- 12) 前掲 2) pp 99-101, 1979.

参考文献

- 1) 今野邦彦：札幌市における肢体不自由教育の発展—つぼみ学級の誕生—，藤女子大学 QOL 研究所紀要，13, pp 87-96, 2018.
- 2) 今野邦彦：札幌市における肢体不自由教育の発展 (2)—教育・福祉・医療の融合—，藤女子大学 QOL 研究所紀要，14, pp 25-32, 2019.
- 3) 札幌市立美香保小学校つぼみ学級・札幌市福祉部福祉課つぼみ学級：『重い障害をもつ子どもたちのあしたを考えるつどい』—54 年度義務化をまえによりよい障害児教育をめざして—，1978.
- 4) 北海道新聞朝刊 1979.2.10.「つぼみ学級 新年度も存続する」
- 5) 北海道新聞朝刊 1979.2.11.「あすの「つぼみ」模索」.
- 6) つぼみ学級父母の会：「山の手分校の移行について」資料（つぼみ学級父母の会），1982.
- 7) 札幌市立山の手養護学校つぼみ小学部分校・中学部分校・高等部分校：札幌市立山の手養護学校つぼみ分校閉校記念誌「つぼみ，花咲く時」，pp 14, 2002.
- 8) 今野邦彦：肢体不自由教育における発達援助者の専門性と関係性—札幌市立美香保小学校つぼみ学級（1972～1983）における実践を通して．教育学の研究と実践，4，pp 75-84, 2009.

Development of Education for Physically Handicapped in Sapporo City (3)

— Making schools for disabled children mandatory and the issue with
persisting Tsubomi Class —

Kunihiko KONNO

(Department of Early Childhood Care & Education, Faculty of Human Life Sciences, Fuji
Women's University)

Tsubomi Class (literally: bud class) was a unique instruction system of education for people with physical disabilities in Japan that continued for 11 years from 1972 to 1983.

In this article I report the results of my analysis of issues concerning the continuation of this class based on a search of the literature. The results show that Tsubomi Class faced a crisis of existence two times.

The first crisis was in 1979, when the government decided that it was mandatory for children with disabilities to attend schools for disabled children, and the second was in 1983, when it was decided that these schools should be managed separately from regular schools.

It also became evident from the research results that a crisis was evaded by a strong demand by parents to the education committee as well as by civil movements including various petitions.

The results also indicated that the perspectives behind the drive to maintain Tsubomi Class included two factors: the effect of group education adapted for children with serious disabilities and the effectiveness of physical function training. It further showed that the parents' strong demand — that the history and achievement of the class must not be sacrificed and teaching content must not be downgraded — played a significant role as a driving force supporting the movement.

Key words: Education for Physically Handicapped, Making Schools for Disabled Children
Mandatory, Tsubomi Class

